

# 長野工業高等専門学校教学 I R 室規則

制 定 令和 4 年 8 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、本校教学 I R 室（以下「室」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

## (業務)

第 2 条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育・学修に関する目標達成を目的とする情報（入試データ、教務データ等）を用いた分析に関すること。
- 二 前号の分析結果の学生募集活動，教育課程・教育方法の改善及び学生支援等への活用方法の検討に関すること。
- 三 その他教学 I R に関すること。

## (組織)

第 3 条 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 室長
  - 二 校長が必要と認める者
- 2 前項第二号に規定する室員は、校長が指名する。

## (任期)

第 4 条 前条第 1 項の室員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (室長及び会議の招集等)

- 第 5 条 室に室長を置き、本校教員の教授又は准教授の中から、校長が指名する。
- 2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
  - 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。
  - 4 室員は、室長を補佐し、室の業務に従事する。

## (室員以外の者の出席)

第 6 条 室長は、必要あると認めたときは、第 3 条に規定する室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 室の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 室の業務及び運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、室の業務及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年8月1日制定)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

2 この規則の実施後、最初に任命される第3条第1項の室員の任期は、第4条の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。